

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 関東信越（東京）（受）第 2500091 号
厚生局事案番号 関東信越（東京）（厚）第 2500037 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額を 23 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 19 年 7 月 13 日の標準賞与額を 23 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月

② 平成 19 年 7 月

年金事務所からの連絡により、A 社の請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録がないことが分かった。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間②について、請求者から提出された賞与支給明細書平成 19 年夏季分（以下「賞与支給明細書」という。）及び A 社から発出された当該賞与に係る通達（以下「通達」という。）並びに同社の元同僚の賞与明細書及び預金通帳並びに元事業主の陳述により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されてい

たことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書及び元同僚の賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、23 万 1,000 円とすることが必要である。

また、請求期間②の賞与支払年月日については、通達並びに元同僚の賞与明細書及び預金通帳並びに元事業主の陳述により、平成 19 年 7 月 13 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 7 月 13 日の賞与に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、賞与支給明細書及び通達並びに元同僚の賞与明細書及び預金通帳並びに元事業主の陳述により、請求者は、当該期間に A 社から 23 万 6,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額を 23 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①について、B 社の事業主は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、不明である旨陳述している。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料及び当該期間の賞与の振込が確認できる預金通帳を保有していない上、請求者の取引金融機関は、請求者の当該期間に係る取引記録は、保存期間経過のため確認できない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されてい

たことを認めることはできない。